

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会
ボランティア指定校助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、思いやりの心を養い、福祉教育を推進するため、ボランティア活動を行う別海町にある小学校、中学校及び高等学校（以下、「学校」という。）に対して、社会福祉法人別海町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、活動費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本会から指定を受けた学校とする。

2 指定を受けた学校は、児童、生徒に福祉意識の高揚が図られるよう努めなければならない。

(対象活動)

第3条 助成金の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。ただし、自校における花壇づくりや美化活動等は除く。

- (1) 福祉に関する学習会、啓発活動
- (2) 地域でのボランティア活動
- (3) 地域での高齢者、障がい児者等の交流活動
- (4) 福祉施設等への訪問、交流、介護等の体験活動
- (5) その他、ボランティア活動

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旅費交通費
- (2) 備品購入費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 手数料
- (7) 使用料
- (8) その他、本会会長が必要と認めるもの

(指定期間)

第5条 この事業の指定期間は、1年とする。

(助成金の金額)

第6条 この事業を実施するため、1校につき3万円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定による助成金の交付を受けようとする学校長は、ボランティア指定校助成金交付申請書(様式1)、ボランティア指定校計画書(様式2)及びボランティア指定校収支予算書(様式3)を、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 本会会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定する。

2 本会会長は、交付決定の内容を助成金交付決定通知により、学校長に通知する。

(助成金の交付)

第9条 本会会長は、前条の規定による交付決定を通知した学校長から提出される請求書(様式4)により、助成金を交付する。

(活動報告)

第10条 学校長は、年度末までに事業を完了し、30日以内にボランティア指定校助成金報告書(様式5)、ボランティア指定校活動報告書(様式6)、活動写真(3枚程度、データ可)及びボランティア指定校収支決算書(様式7)を本会会長に提出しなければならない。

2 助成を受けた学校は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存し、本会がこれらの証拠書類の提出を求めた場合は、協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 本会会長は、被交付決定学校が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を対象活動及び対象経費以外の用途に使用したとき
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第12条 本会会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付された助成金があるときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(余剰金の返還)

第13条 活動の縮小または中止により、助成金に余剰金が生じたときは、速やかに当該余剰金を本会会長に返還しなければならない。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成24年 5月16日から施行する。
- 2 この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。